

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第42条では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）と連携した仕組みとして、化管法第5条第2項に基づく第一種指定化学物質の排出量及び移動量に係る届出（以下「P R T R届出」という。）の際に、第一種指定化学物質の管理目標等を作成し、報告することを規定している。

報告にあたり対象物質について、指定化学物質の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）の別表第一及び別表第二における号番号（以下「政令番号」という。）を第18号様式の2（付表）に記載することとしているところだが、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第288号）により、化管法に規定する第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が変更となり、政令番号も変更された。

これに伴い、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年3月31日財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号）が公布され、事業者のシステム更新等の負担を軽減するため、指定化学物質ごとに付与する管理番号を用いてP R T R届出を行うよう、様式第1が改正された。なお、改正後の指定化学物質について、届出は令和6年度から開始となっている。

条例第42条に基づく報告は、化管法に基づき把握した排出量等について、その管理目標等を作成するものであり、報告の対象物質については化管法と整合を図る必要があることから、物質の番号を化管法と同様とするため、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則を改正する。

2 改正の内容

条例施行規則第40条第3項に規定する化学物質管理目標作成（達成状況）報告書（第18号様式の2）の「政令番号」を「管理番号」と改める。

3 施行日

令和6年4月1日